

# 条例化はしないのか 条例化は必要整理をする



藤本 岩義 議員

どのように管理、保存しているか。

佐賀庁舎であれば3階の書庫や旧議場、車庫2階が書庫などになっており、本庁舎でも庁舎以外の旧保育所等でも保管していたと思う。今回庁舎の移転で相当数の文書が破棄されたと思うが大丈夫か。

公文書の管理はあまり身近な問題として感じていないかもしれない。

しかし、公文書をきちんと作成し、保存管理しておくことが重要。各種事業等行うに当たっても、誰がどこで何をどう決めたか、事業の透明性を確保することは町政への信頼性を高めるために重要だ。黒潮町も文書管理システムを導入しているの

で、どの文書がどこに保

存されているか整理は多分していると思うが住民にとって知る権利を阻害することはないか。また併せて、文書の起案、管理等を行う職員の研修はどのようにしているのか。

## 答 宮川 総務課長

公文書の運用、管理、保存については、

1. 行政の適切かつ効率的な運用を行うこと。

2. 行政活動を現在および将来の町民に説明する責務を全うすること。

3. 保有情報は行政にとって重要な財産であり、

町民の財産でもあること。の3つの基本事項を目的として適正に運用管理するよう務めている。公文書等の管理については、

紙を用いる文書と電子的記録を用いる文書の双方とも職員が文書を作成取得したものを収受起案から決裁、保管、保存および廃棄については定められた保存年限に従い管理をしている。

職員の研修は、数年前

まで庁舎全体で実施していたが、最近の取り組みとして、文書管理委員会を中心として行っている。



佐賀庁舎3階書庫

**問** 基本となる文書管理規程が現状の管理と整合性がない。電子決済やファイリングシステムなど例規にないことをしている。早急な整理が必要ではないか。

## 答 宮川 総務課長

文書管理委員会では早急に検討し対応する。

**問** 町では情報公開条例などが制定され町民の知る権利が保障されているにも関わらず、先に指摘したように整合性のない規程のみである。この際全国で始まっている条例化をする考えはないか。

## 答 大西 町長

指摘の法的根拠は言われるとおりで、そこは素直に反省する。条例化に

向けて委員会との議論を踏まえて運用とのバランスを考える。

昨今、強く住民から求められている透明性。その観点からすると条例化は必要なことは分かっている。

議論に時間を要するところもあって、直ちにということにならないが、私も委員会に参加して多く議論し整理する。



新庁舎で整理された保存文書待つの書庫 (H30年6月現在)